

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第116号）

- 1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第170号）
平成23年度石川県職員採用候補者試験（職務経験者）論文試験の採点基準
- 2 担当課（所）
人事委員会事務局総務課
- 3 異議申立て等の経緯

ア H23. 10. 31 公開請求	エ H23. 12. 21 諮問
イ H23. 11. 2 一部公開決定	オ H24. 11. 22 答申
ウ H23. 12. 19 異議申立て	
- 4 諮問に係る審査会の判断結果
一部公開とした決定は、妥当である。

非公開部分	該当条項	審査会の判断要旨	
		判断結果	判断要旨
評定項目別の配点及びその合計点	条例第7条第6号 事務事業情報	非公開	<p>当審査会において本件公文書を見分したところ、「職務経験者論文試験評定表」と表題され、評定結果を記載する評定欄の表頭には受験者の区分、評定項目が表記されており、評定項目欄には評定項目の内容及び合計並びにその配点及び合計点が表記されている。また、評定欄以外の部分には試験の区分及び評定者名を記入する欄が設けられている。</p> <p>1 先例の答申について</p> <p>異議申立人は、平成20年度の「石川県職員採用候補者試験（職務経験者）の論文試験の採点基準」の公開請求を行い、実施機関が職務経験者論文試験評定表を対象公文書として特定し一部公開決定を行ったことに対して、異議申立てを行っている。</p> <p>実施機関から諮問を受けた当審査会では、答申第97号（以下「先例答申」という。）において、非公開部分のうち、評定欄の表頭に表記されている評定項目別の配点については、これを公開すると、評定項目毎の配点ウエイトが明らかになり、このことに着目した偏った受験対策を過度に助長し、職員採用候補者試験に係る事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないため、非公開妥当とするとともに、合計点については、公表されて</p>

			<p>いる試験種目別の配点点数と異なる換算前の基礎点数であることから、これを公開すると、受験者に不要の混乱を生じさせるおそれも否定できないため、非公開妥当とし、表題、評定欄の表頭（ただし、配点及び合計点を除く。）及び評定欄以外に記載されている表記については、非公開とする理由を認めることはできないと答申した。</p> <p>先例答申において公開すべきと判断した部分について、実施機関は、答申を受けてこれを公開している。</p> <p>2 一部公開決定の当否について</p> <p>当審査会において、先例答申の事案と本件処分に係る事案を比較したところ、次の事実が認められる。</p> <p>① 本件公開請求に係る公文書の内容は、年度が異なるだけで事実上同一である。</p> <p>② 先例答申に基づき一部公開決定された処分において非公開とされた部分及びその理由は、本件処分における非公開部分及び理由と同じである。</p> <p>③ 異議申立人及び実施機関の争点に関する主張には、変更がない。</p> <p>以上のことから、本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、先例答申における判断を変更すべき特段の事情の変化を認めることができないため、先例答申と同一の判断に至った。</p>
--	--	--	--

(別 紙)
答申第116号

答 申 書

平成24年11月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県人事委員会（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき、一部公開とした決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、平成23年10月31日に、平成23年度石川県職員採用候補者試験（職務経験者）論文試験の採点基準について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に対応する公文書として、職務経験者論文試験評定表（以下「本件公文書」という。）を特定し、平成23年11月2日に公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、次のとおり公開しない部分及び公開しない理由を付して異議申立人に通知した。

（公開しない部分）

評定項目別の配点及びその合計点

（公開しない理由）

条例第7条第6号に該当

試験に係る事務に関する情報であって、公にすることによって事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3 異議申立て

異議申立人は、平成23年12月19日に本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成23年12月21日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消すとの決定を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおり

である。

- (1) 論文試験の配点は公開されている。評定項目別の配点及びその合計点を公開しても、試験事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとは考えられない。
- (2) 実施機関は、理由説明書で、「当該部分が明らかとなれば、受験対策に特化した訓練を経たものが試験において高い成績を得る」としているが、受験対策をしない受験者は存在しない。

また、画一的な受験者の増大を過度に助長させるとしているが、もし画一的な受験者が増大したとしても、評定表に基づいて能力、適性及び資質等が判断される以上、合格者はある程度画一的になるので、結果として画一的な受験者が増大しても影響はない。

さらに、「受験者の能力、適性及び資質等の正確な能力実証が困難」となるかどうかは、試験官の能力等による。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件公開請求に対応する公文書は、平成23年度石川県職員採用候補者試験（職務経験者）における論文試験の評定表である。
この評定表には評定項目の内容やその配点等が記載されており、さらに評定結果を記載する様式となっているため、この評定表自体が採点基準である。
- 2 評定項目別の配点及びその合計点は配点換算に係る情報であり、当該部分が明らかとなれば、受験対策に特化した訓練を経た者が試験において高い成績を得ることや、他者との相違が不明確になり、画一的な受験者の増大を過度に助長させることになる。その結果として受験者の能力、適性及び資質等の正確な能力実証が困難になり、さらには試験を実施する意義が失われるおそれがあるので、条例第7条第6号に該当すると判断し、非公開とした。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件請求文書の性格等について

平成23年度石川県職員採用候補者試験（職務経験者）に係る論文試験において使用された評定表である。

3 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものを非公開情報と規定している。

当審査会において本件公文書を見分したところ、「職務経験者論文試験評定表」と表題され、評定結果を記載する評定欄の表頭には受験者の区分、評定項目が表記されており、評定項目欄には評定項目の内容及び合計並びにその配点及び合計点が表記されている。また、評定欄以外の部分には試験の区分及び評定者名を記入する欄が設けられている。

(1) 先例の答申について

異議申立人は、平成20年11月10日に、平成20年度の「石川県職員採用候補者試験（職務経験者）の論文試験の採点基準」の公開請求を行い、実施機関が職務経験者論文試験評定表を対象公文書として特定し同年12月5日に非公開決定を行ったことに対して、同年12月22日に異議申立てを行っている。

なお、実施機関は、当初全てを非公開としていたが、平成22年11月9日付け人委第426号によって、評定項目の内訳である「内容」、「構成」及び「表現力基礎力」について公開した。

実施機関から平成21年2月17日に諮問を受けた当審査会では、上記以外の項目の非公開情報該当性について、平成23年4月8日付け答申第97号（以下「先例答申」という。）において、非公開部分のうち、評定欄の表頭に表記されている評定項目別の配点については、これを公開すると、評定項目毎の配点ウエイトが明らかになり、このことに着目した偏った受験対策を過度に助長し、職員採用候補者試験に係る事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないため、非公開妥当とするとともに、合計点については、公表されている試験種目別の配点点数と異なる換算前の基礎点数であることから、これを公開すると、受験者に不要の混乱を生じさせるおそれも否定できないため、非公開妥当とし、表題、評定欄の表頭（ただし、配点及び合計点を除く。）及び評定欄以外に記載されている表記については、非公開とする理由を認めることはできないと答申した。

先例答申において公開すべきと判断した部分について、実施機関は、平成23年4月19日付人委第46号により公開している。

なお、異議申立人は、平成21年11月2日に平成21年度の「石川県職員採用候補者試験（職務経験者）の論文試験の採点基準」について公開請求を行ったが、実施機関は、非公開決定を行い、異議申立てを受けて当審査会に諮問し、当審査会においては、上記2件の諮問について併合して審議し、先例答申を行った。実施機関は、先例答申において公開すべきと判断した部分について、平成20年度分と同様に公開した。

(2) 一部公開決定の当否について

当審査会において、先例答申の事案と本件処分に係る事案を比較したところ、次の事実が認められる。

① 本件公開請求に係る公文書の内容は、年度が異なるだけで事実上同一である。

- ② 先例答申に基づき一部公開決定された処分において非公開とされた部分及びその理由は、本件処分における非公開部分及び理由と同じである。
- ③ 異議申立人及び実施機関の争点に関する主張には、変更がない。

以上のことから、本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、先例答申における判断を変更すべき特段の事情の変化を認めることができないため、先例答申と同一の判断に至った。

本件公開請求に係る公文書について一部公開決定したことは特段不合理ではなく、本件処分は妥当である。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 23 年 12 月 21 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 1 7 0 号)
平成 24 年 1 月 5 日	○実施機関(人事委員会事務局総務課)から理由説明書を受理した。
平成 24 年 1 月 31 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 24 年 8 月 6 日 (第 228 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 24 年 10 月 18 日 (第 231 回審査会)	○事案の審議を行った。